

## 登園届 (保護者記入)

瀬川保育園 園長殿

組

児童名

年 月 日、医療機関【 】にて

病名【 】と診断されました。

主要症状もみられなくなり、保育園での集団生活にさしつかえないと思われまので、  
登園いたします。

年 月 日

保護者名

印又はサイン

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、一人一人の子どもが快適に生活できることが大切です。

保育園の子ども達がよくかかる下記の感染症について、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園届の提出をお願いいたします。なお、保育園での集団生活が可能となる状態となってから登園するようご配慮ください。

《医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症》

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
感染性/ウイルス性 胃腸炎	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間はウイルスが便中に排泄されているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれ、全身状態が良いこと
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と、開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と、開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
突発性発疹		解熱後1日以上経過し、全身状態が良く、機嫌が良いこと
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便中に1ヶ月程度ウイルスを排泄しているため注意が必要)	解熱後1日以上経過し、口腔内の水疱や潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	解熱後1日以上経過し、口腔内の水疱や潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(リンゴ病)	発疹出現前の1週間	全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発疹が痂皮化していること

(厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」をもとに作成)